

# 令和7年度副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業委託業務 プロポーザル審査要領

令和7年度副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業委託業務プロポーザルの審査に関する事項を次のとおり定める。

## 1 審査の対象となる参加者

審査は、次の各号をすべて満たす参加者を対象に行う。

- (1) 別途定める令和7年度副業・兼業プロフェッショナル人材活用促進事業委託業務プロポーザル募集要領（以下「募集要領」という。）に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

## 2 審査の項目及び点数

総合点数は100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点、審査の視点は次のとおり。

- (1) 県内企業の副業・兼業形態のプロ人材ニーズの開拓【30点】  
県内企業の副業・兼業プロ人材ニーズの開拓が期待できる効果的な活動内容や工夫が提案されているか。
- (2) 県内企業及び県内支援機関への副業・兼業形態のプロ人材活用に関する普及啓発【30点】  
県内企業や支援機関に対して、副業・兼業プロ人材の活用の普及啓発につながるような施策が提案されているか。
- (3) 県内企業と副業・兼業形態のプロ人材とのマッチング支援【30点】  
県内企業と副業・兼業プロ人材とのマッチングの確率を高め、円滑に事業が推進できるような施策が提案されているか。
- (4) 業務の実施体制・進捗管理【5点】  
各業務の進捗を管理する責任者が設置されているか。主担当が不在の場合でも業務が滞りなく進捗可能な体制であるか。
- (5) 経費見積書【5点】  
効果的で現実的な事業執行が見込まれる経費配分であるか。

## 3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催する。

### (1) 日時、場所

日時：令和7年3月27日（木）9時30分から

場所：こうち勤労センター4階 会議室（高知県高知市本町4丁目1-32）

### (2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーションの時間は1社20分以内とする。

- イ 各社のプレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を設ける。
- ウ 順番は別途お知らせする。

#### 4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行う。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行う。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を決定する。なお、最低基準点を60点とし、審査の結果、平均点がこれを下回った事業者については選定しないこととする。(参加者が1事業者のみであっても、同様とする。)
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2人以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定する。
- (5) 審査会参加者が1者のみの場合でも、審査基準に基づく審査を行い、提案内容が提案依頼書の内容を満たしていると審査委員会で判断された場合は、候補者の選定を行う。